平成２３年（フ）第９７号
沖縄県那覇市前島３丁目26番14号
破産者　株式会社銀しゃり本店
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３０４０号
札幌市中央区南２条西12丁目323番地９　クリスタルパレス95―2071号
破産者　葛綿二三雄
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目４番343号
破産者　石垣　喜隆
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２０４６号
名古屋市中村区砂田町３丁目25番地　コーポ九八七荘202号
破産者　富士建工業こと　宗像　　勝
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５１号
愛知県知多郡武豊町字六貫山２丁目66番地１　ヒルズＰＯＰＯ102号
破産者　齋藤　雅伯
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４５号
神戸市東灘区住吉宮町６丁目17番７号　マンションエイト018号、開始決定時の住所神戸市東灘区住吉本町２丁目５番14号
破産者　大上　惠三
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３１号
神戸市東灘区甲南町４丁目３番29―103号、開始決定時の住所神戸市東灘区甲南町１丁目１番41―312号
破産者　土井　瑞穂
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５００号
広島市安佐南区西原４丁目15番６―201号、開始決定時の住所広島市安佐南区西原９丁目９番15―４号
破産者　村上　文俊
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８号
福岡県三潴郡大木町大字三八松1790番地３
破産者　江頭みつえ
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１５０５号
京都市伏見区深草大亀谷大谷町７番地１　グルミエール大谷202号
破産者　松芝　　秀
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
愛媛県上浮穴郡久万高原町前組2527番地
破産者　木山　省二
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１１号
熊本県八代郡氷川町立神3151、破産手続開始決定時の住所熊本県八代市上片町1217番地４
破産者　久枝　茂美
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１１２号
熊本県八代郡氷川町立神3151、破産手続開始決定時の住所熊本県八代市上片町1217番地４
破産者　久枝　　薫
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第６１号
大分県日田市大字日高970番地22
破産者　中野　雄介
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第８５号
鹿児島県大島郡大和村大字大棚19番地３
破産者　太　　純一
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４２９号
宮崎市恒久５丁目10番地７
破産者　南村　義久
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５号
石川県珠洲市飯田町５部120番地４
破産者　中市　英輝
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部